



研修旅行に参加して

この度の研修旅行は、慌ただしい日常生活を送っている私にとって、とても楽しい思い出となりました。

まず、職員や会員の皆様とたくさん交流ができたことです。普段、申告会にお伺いするときは、あれをしなきゃ、これもしなきゃ…で頭がいっぱい。しかし、今回は旅程もゆったり。リラックスして参加することができました。

道中ではDVD放映、〇×クイズで様々な視点から税金の教養を深められました。身近な内容でも意外と知らないことも多くなるほど〜と頷くことが多々ありました。

まず最初の旅程であったドイツ村。広大な敷地でかわいい動物や美しい紫陽花に触れながら新鮮な空気をたっぷり吸うことができました。

次はメインの昼食。海鮮料理はもちろんのこと、どのお料理もとても美味しく、心ゆくまで堪能できました。そして道の駅やはちみつ工房での試食・試飲・買い物を楽しみ、うみほたるで休憩し、無事岐路につきました。

奇跡的だったのが天候です。1日雨の予報でしたが、バス降車時は雨が止み、乗車時再び雨が降る…が、繰り返されたのです！また、雨間に吹く爽やかな風がとても心地よかったです。

コロナ等の影響で研修旅行は4年ぶりの開催とのこと。開催にあたり、様々な対策をしながら計画してくださいましたことと推察しております。そのおかげで安心して参加することができました。関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。これからも申告会職員・会員の皆様のご活躍・ご繁栄を祈念しております。

石川 陽子



ドイツ村 笑顔満快 紫陽花満開



税理士部会だより

「インボイス！ 登録申請しないとどうなるの？」

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

多くの事業者の方は「インボイス」という言葉は知っていると思いますが、そもそも「インボイスってなに？」「仕入税額控除ってなに？」「登録はしないといけないの？」などなど、インボイスという言葉だけが先行してよくわからないという方も多いと思います。

そこで、今回は免税事業者（消費税の申告と納付をしたことがない）の一人親方のケースで、インボイス制度のしくみをお伝えしたいと思います。

一人親方と売上先との取引をイメージしてください。一人親方の現場仕事がひと月50万円（税抜）の場合、消費税率10%分を足した合計55万円を請求していました。一人親方が受け取った消費税5万円は売上の一部として計算され、消費税自体は納めていません。これは違法ではなく、あくまで法律で認められていたものです。売上先もそれで問題はありませんでした。

これが令和5年10月1日から変わります。売上先が消費税の課税事業者であった場合、一人親方から「登録番号を記載した請求書」をもらわないと、売上先が納付しなければならない消費税額は5万円多くなります。

登録番号は税務署に申請すればもらうことができます。ただし、登録番号をもらった一人親方は消費税を申告して納めることとなります。あくまでも登録番号の申請は任意となります。

ですからパンフレットなどでも「検討ください！」と言っているのです。しかし巷では登録しないと仕事が減るとか色々言われているので、戸惑う方も多いのではないのでしょうか？

登録番号を申請するかどうか迷われている方は、売上先に申請する必要があるのか、申請しない場合どうなるのか確認していただき、その上で、青色申告会事務局へ個別にご相談いただくことをお勧めします。また、インボイス制度についてより詳しく理解いただくためにも国税局・税務署主催の説明会や国税庁のホームページに掲載されている特設サイトをご確認ください。

申請手続



説明会



特設サイト

